

浜松いわた信用金庫 相続定期預金 商品概要

商品名	浜松いわた信用金庫 相続定期預金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">●個人のお客様で被相続人様の相続手続き終了から1年以内に、相続による取得資金を原資としてお預け入れいただける方。(最長被相続人死亡日から1年10ヶ月以内) ※すでにお預け入れの相続人様名義の、相続によらない預金でのお預け入れはできません●当金庫営業地区内(注1)に居住または、お勤めの方
お預け入れ金額	100万円以上(1円単位) ※相続により取得した金額の範囲内 ※相続による取得資金でないものでのお預け入れはできません
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none">①ご本人確認資料(健康保険証・運転免許証)②ご印鑑③金融機関での相続手続き完了が確認できる書類のいずれか<ul style="list-style-type: none">・金融機関に提出した依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し④お預け入れる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類<ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本写し・遺言書(「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」)の写し⑤お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類のいずれか<ul style="list-style-type: none">・金融機関に提出した依頼書等の写し・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し・遺言書(「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」)の写し・金融機関発行の領収証等の写し・遺産分割協議書の写し
お預け入れ期間	6ヶ月(自動継続)
適用金利	固定金利 年1.00%(税引き後 年0.79685%) ※適用金利は、当初契約日から満期日までの初回限りとし、自動継続後は満期日現在の基準金利を適用します
税金	利息から20%(国税15% 地方税5%)相当額が税金として源泉徴収されます。 注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約	原則として中途解約はできません。 やむを得ず中途解約をする場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none">●ATM・インターネットバンキング等では、お取扱いできません。●マル優利用資格を有するお客様はお申し出によりマル優のお取扱いができます。●本預金は、預金保険制度の対象となっており、預金保険の範囲内で保護されます。●金利情勢の大幅な変化があった場合には、本商品のお取扱いを終了させていただく場合があります。

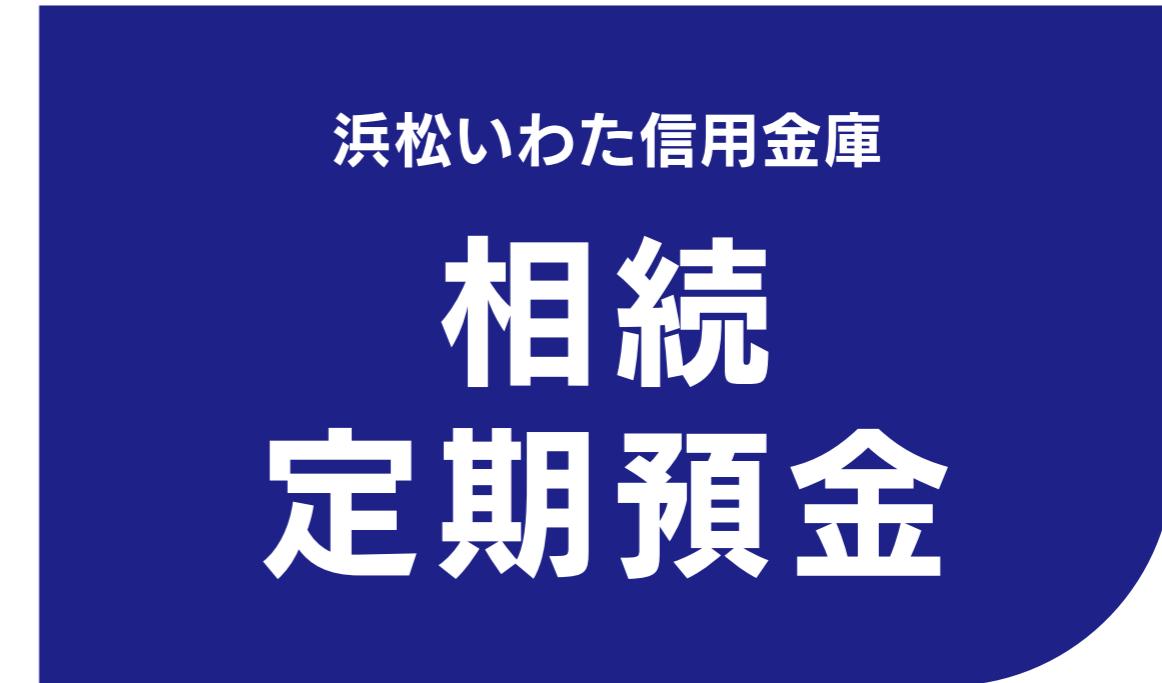
(注1)静岡県浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市(旧川根町を除く)、周智郡、榛原郡吉田町、愛知県豊橋市、北設楽郡(旧設楽町を除く)
※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

くわしくは本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

0120-307-804

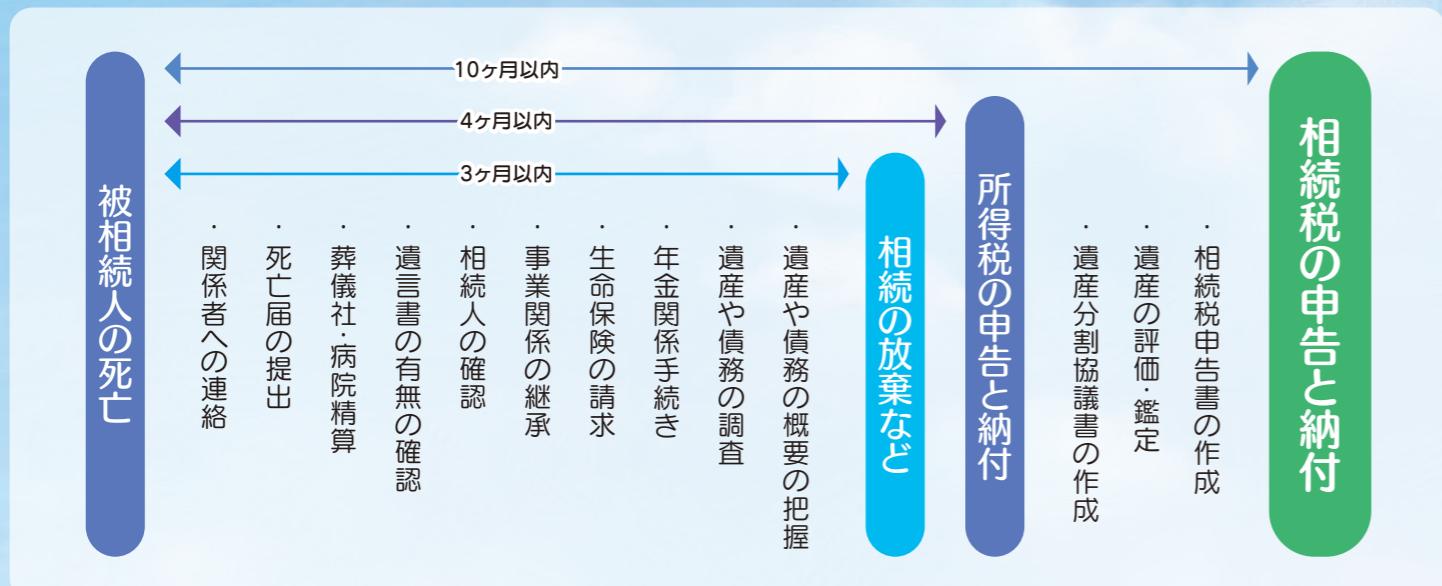
受付時間
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

あなたの夢に、追い風を。

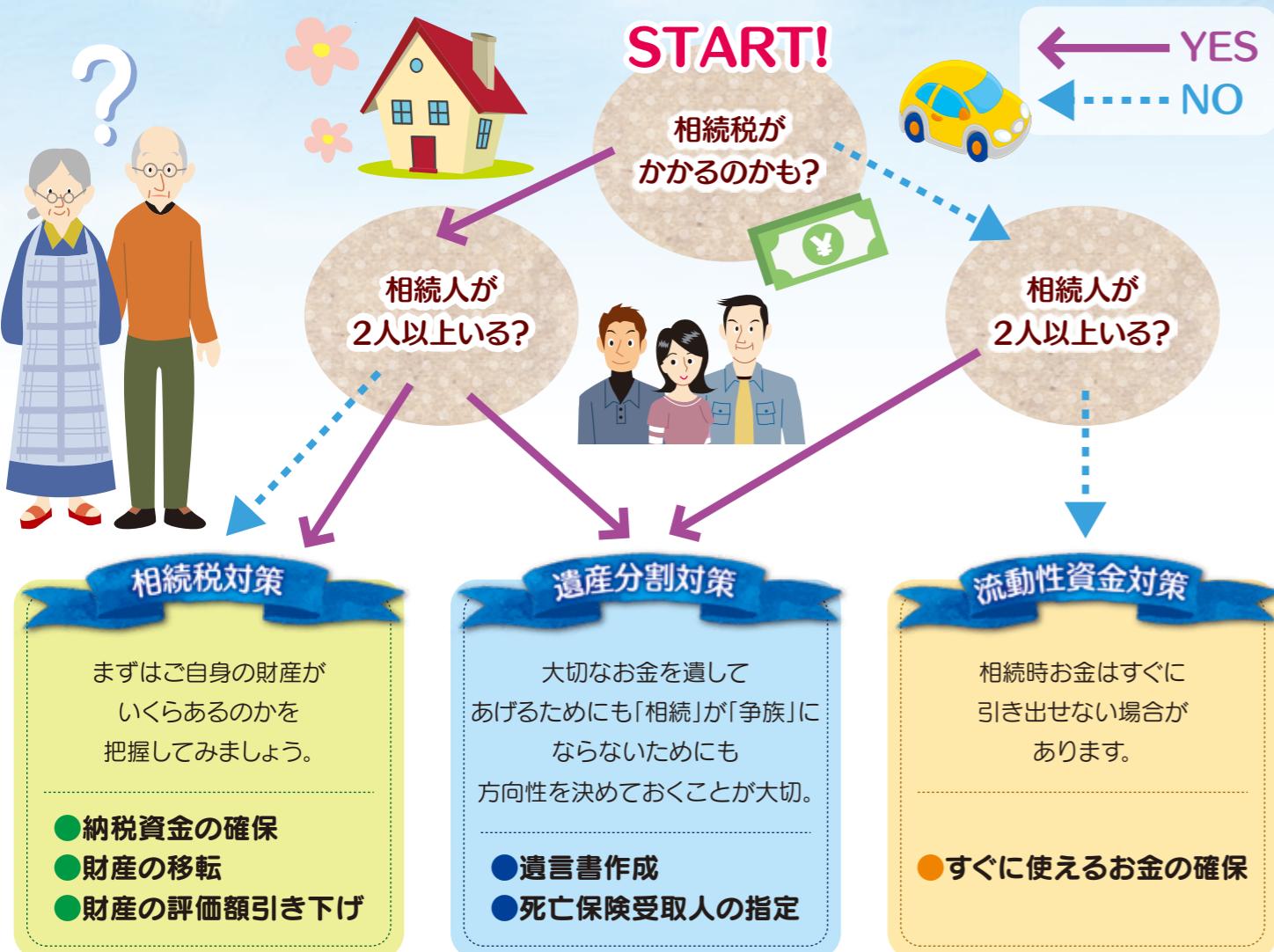


相続を迎えたたら何をするの???

※相続発生時の一般的な流れです。



相続にまつわる様々な問題を 解決するためにどんな準備が必要?



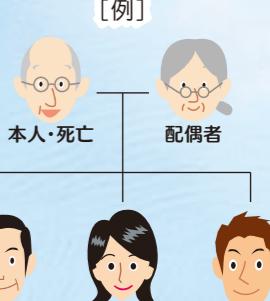
相続について 考えてみませんか?

相続税には基礎控除額があります。

基礎控除額を超える部分が相続税の課税対象になります。

基礎控除額計算式

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人}$$



[上記例] 3,000万円+600万円×4人=5,400万円

相続財産に含まれるもの

預貯金、家屋、土地、生命保険等、国債、投資信託、株、ゴルフ会員権等、借入など



少しでも不安がある方は…。

個別の相続税額等のご相談・遺産整理業務・遺言信託については、専門家をご紹介いたします。

お問合せ先 浜松いわた信用金庫本支店 またはフリーダイヤルまで…

あなたの夢に、追い風を。
浜松いわた信用金庫

フリーダイヤル
0120-307-804

(AM9:00～PM5:00 土・日・祝日を除く)